十七　中途換金の取扱い　中途換金の買取りは、平成二十七年四月十五日以後において行うこととし、その買取金額は、次の区分に応じ、それぞれの算式により算出した金額とする。

㈠　平成二十七年四月十五日から平成二十七年十月十五日前までの間の場合

額面金額＋経過利子に相当する金額－（買い取る日の直前の利子支払期に支払われた利子に相当する金額×$\frac{79.685}{100}$＋その直前の利子支払期に支払われた利子に相当する金額×$\frac{79.685}{100}$－受入経過利子に相当する金額）

なお、受入経過利子に相当する金額は、次の算式により算出し、その算出結果に円未満の端数が生じた場合には切捨てとし、一円に満たない場合には一円とする。ただし、受入経過利子に相当する金額は、個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第十二項に規定する受入経過利子が発生しない銘柄については零とする（次号において同じ。）。

額面金額×$\frac{0.40}{100}$×$\frac{\text{初期利子支払期の６ヵ月前の日から発行日までの日数}}{365}$

㈡　平成二十七年十月十五日以後の場合

額面金額＋経過利子に相当する金額－（買い取る日の直前の利子支払期に支払われた利子に相当する金額×$\frac{79.685}{100}$＋その直前の利子支払期に支払われた利子に相当する金額×$\frac{79.685}{100}$）

十八　中途換金の特例　前号による取扱いのほか、個人向け国債を有する者（相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第十一条の四第一項に規定する特別障害者扶養信託契約の受益者を含む。）が、死亡したときにはその相続人が、又はその居住する市町村（特別区を含み、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、当該市又は当該市の区とする。）の区域において、災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）による救助の行われる災害が発生し、当該災害にかかったときには当該個人向け国債を有する者が、平成二十七年四月十五日前であっても、当該個人向け国債の中途換金を請求することができるものとし、その買取金額は、次の区分に応じ、それぞれの算式により算出した金額とする。

㈠　平成二十六年十月十五日から平成二十七年四月十五日前までの間の場合

額面金額＋経過利子に相当する金額－（初期利子に相当する金額×$\frac{79.685}{100}$＋経過利子に相当する金額－受入経過利子に相当する金額）

㈡　平成二十六年十月十五日前の場合

額面金額＋経過利子に相当する金額－（経過利子に相当する金額－受入経過利子に相当する金額）

十九　元利金支払場所　日本銀行

公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２６年（フ）第９号

宮城県気仙沼市岩月篝沢４番地４、住民票上の住所宮城県気仙沼市松崎片浜106番地10
債務者　中村　三也
1　決定年月日時　平成26年４月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小笠原一男
4　破産債権の届出期間　平成26年５月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年７月22日午前11時
6　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２６年（フ）第３３号

茨城県かすみがうら市中志筑227番地４
債務者　浅野　政以
1　決定年月日時　平成26年４月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福岡　秀哉
4　破産債権の届出期間　平成26年５月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年７月８日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２６年（フ）第４６号

茨城県土浦市中高津２丁目10番53号　グリーンハイツ村山Ｂ号棟102
債務者　平田　貞子
1　決定年月日時　平成26年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柴田　大輔
4　破産債権の届出期間　平成26年５月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年７月８日午後１時40分
6　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２６年（フ）第９３号

高知県香美市土佐山田町神母ノ木341番地１
債務者　川村　耕司
1　決定年月日時　平成26年４月23日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西森やよい
4　破産債権の届出期間　平成26年６月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年７月10日午後２時
6　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第１９３号

東京都東村山市栄町１丁目７番地栄町１丁目アパート３―203
債務者　池田　秀隆
1　決定年月日時　平成26年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北原由美子
4　破産債権の届出期間　平成26年５月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年６月24日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成26年６月24日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第３５５１号

東京都三鷹市北野４丁目16―25―204
債務者　畠山　　保
1　決定年月日時　平成26年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　氏家　宏海
4　破産債権の届出期間　平成26年５月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年６月26日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成26年６月26日まで
東京地方裁判所民事第20部